

大蔵村道路台帳電子化業務委託  
仕様書

大蔵村地域整備課  
令和8年4月

## 大蔵村道路台帳電子化業務委託 仕様書

### 1 目次

1 目次	1
2 基本事項	3
2.1 業務の名称	3
2.2 調達の背景・目的	3
2.3 システム化範囲	3
2.4 本業務の範囲	3
3 本調達の要件	4
3.1 履行期間	4
3.2 成果物	4
3.3 費用の考え方	5
4 業務要件	5
4.1 本システムの初期構築作業	5
4.1.1 全体計画	5
4.1.2 道路台帳電子化	6
4.1.3 システム要件整理及び環境構築	6
4.1.4 システムの初期セットアップ	7
4.2 本システムの提供	7
4.2.1 基本要件	7
4.2.2 機能要件	7
4.2.3 非機能要件	7
4.3 運用・保守	8
4.3.1 運用・保守体制	8
4.3.2 運用・保守実施内容	8
5 プロジェクト体制	9
6 会議体運営	10
7 研修	10
8 テスト	11
8.1 サービス提供における取扱い	11
8.2 テスト計画書の作成	11
8.3 テストに係る要件	11
8.3.1 受注者が実施するテスト	11
8.3.2 当村職員が主体となって実施するテスト	11
9 スケジュール	12
9.1 サービス開始日（システム本稼働日）	12
9.2 作業スケジュール	12
10 その他	13
10.1 運用支援	13
10.2 貸与品	13

10.3 機密保護・個人情報保護 .....	13
10.4 不適合責任 .....	14
10.5 契約期間終了時のデータの引継ぎ.....	14
10.6 法令等の遵守 .....	14
10.7 著作権に関する留意事項 .....	15
10.8 協議.....	15
10.9 完了検査.....	16
10.10 提出書類 .....	16
10.11 成果品の帰属 .....	16
10.12 調達要件 .....	16
別紙1：システムの全体構成 .....	17
別紙2：道路台帳電子化の要件 .....	18
別紙3：機能要件一覧 .....	20
別紙4：非機能要件一覧 .....	29
別紙5：モデル仕様書機能要件への対応に関する要求レベル.....	35

## 2 基本事項

大蔵村道路台帳電子化業務委託 仕様書（以下「本仕様書」という。）は、山形県大蔵村（以下「当村」という）が、行政情報（道路規制情報等）のインターネット上での公開を目的として、道路台帳図の電子化並びに公開型 GIS サービスを調達するにあたり、その仕様を定めたものである。

### 2.1 業務の名称

大蔵村道路台帳電子化業務委託（以下「本業務」という。）

### 2.2 調達の背景・目的

デジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、社会や価値観、生活様式が変容し、行政サービスに対する住民ニーズは多様化している。また、今後公務員数の減少が見込まれる中、効率的な行政運営を目指すことが求められている。

行政情報（施設の位置情報や地理情報など）をインターネット上で閲覧可能とすることで、住民や事業者等がいつでもどこからでも、行政から提供される正確な情報を確認することができるため、住民サービスの向上に寄与する。また、問い合わせ対応の減少などによる事務の効率化や、接触機会の減少により感染リスクを低減し、住民の安全と健康を守ることにつながる。

また、行政情報（地理情報）のオンラインでの提供は、平時のみならず防災や、災害発生時においても、各種インフラの被害状況、復旧状況を正確に住民に伝達する上で効果が期待される。

このことから、当村では、この度「公開型 GIS」を導入するとともに、基盤となる道路台帳図を電子化することにより、わかりやすく正確な情報提供による住民や事業者の利便性向上や行政事務効率化につながるよう本調達を実施するものである。

### 2.3 システム化範囲

システム化範囲は、セキュリティが担保されたクラウド環境の中において提供されている GIS サービスを通じて、発注者が保有する各種地図情報をインターネット上で閲覧者に提供する環境を提供することである。

本業務で構築するサービス（以下「本システム」という。）の全体像は別紙 1 「システムの全体構成」のとおり。

### 2.4 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本システムの初期構築作業
  - ・ 全体計画
  - ・ 道路台帳デジタル化
  - ・ 各種主題データ整備・調整
  - ・ システム要件整理及び環境構築
  - ・ システムの初期セットアップ

- ・ テストの実施及び当村職員によるテスト実施への支援
- (2) 本システムの提供
- (3) 本システムの運用・保守
- (4) システム導入に係るプロジェクト管理
- (5) 会議体運営
- (6) 研修

なお、本仕様書に基づく調達過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

### 3 本調達の要件

#### 3.1 履行期間

- (1) 本システムの初期構築作業  
契約締結日から令和9年1月31日まで  
なお、仮稼働期間は令和9年2月1日から2月28日までとする。
- (2) 本システムの提供  
本稼働の開始日（令和9年3月1日）から令和14年3月31日まで

#### 3.2 成果物

- (1) 成果物は他に指定のない限り、履行期間終了日までに発注者に提出し、確認を受けること。
- (2) 成果物としての書類は任意のサイズで用紙に印刷できる形式とすること。
- (3) 成果物は電子ファイルで提出することとし、PDF形式およびMicrosoft Office 2010（Word、ExcelまたはPowerPoint）以降のOpenXML形式とすること。
- (4) 成果物として次の資料と必要に応じて補足資料を提出すること。
  - (ア) 業務実施計画書、作業工程表  
本資料は、契約締結後、作業着手までに発注者に提出し承認を受けること。
  - (イ) 設計書（システムセットアップ内容を記載した資料）
  - (ウ) テスト報告書
  - (エ) 研修資料
  - (オ) 操作マニュアル
    - ・ 運用担当者向けおよび利用者向けそれぞれについて、詳細版および簡易版を用意すること。
    - ・ 機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じマニュアルの改訂を行うこと。
    - ・ テスト開始日までに納品すること。
  - (カ) 定期報告  
以下の項目について、令和9年3月1日から3月31日までの運用状況を発注者に報告すること。本業務終了後も本システム運用期間中においては、年1回以上の報告を継続して実施すること。

- (キ) 道路台帳図デジタルデータ
  - ・ 調達する各種GISに搭載し納品すること
- (ク) 公開型GIS
  - ・ 10.10 成果品の帰属のとおり

図表1 定期報告項目一覧

項目	内容
SLA	SLA順守状況
障害報告	障害対応実績
その他	(以下、必要に応じて) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外の一時的業務遂行についての報告</li> <li>・ 公開型GISのアクセスログ</li> <li>・ 更なるシステム品質向上に向けた提案 など</li> </ul>

### 3.3 費用の考え方

構築費用並びに運用期間に発生する費用を見積書にそれぞれ別に明記すること。

- (1) 構築費用（初期費用）
  - ・ システム導入にあたり、必要な初期導入費用を記載すること。
  - ・ 当村が保有する道路台帳図の電子データ整備費用について、必要な経費を記載すること。
- (2) 運用費用
  - ・ 目的物引渡後に発生する費用（保守を含む利用料金）を記載すること。ただし、運用費用の支払いについては、目的物引渡後から開始するものとする。
  - ・ 目的物引渡後から60か月（令和9年4月1日～令和14年3月31日まで）の運用費用を参考として記載すること。
- (3) その他の経費
  - ・ 提案書に記載した有償オプションについては、契約期間中に発生する費用を運用費用として見積書に含めること。
- (4) 本システムを利用する地方共通団体共通で対応すべき事項にかかる費用
  - ・ 国の法改正等により、本システムを利用する地方公共団体全体に対して対応すべき機能改修等は、標準仕様として追加経費の請求無く提供すること。
  - ・ 追加経費が必要となる際は、追加経費の積算根拠等が分かる資料を提示し、発注者と協議の上、承認を得ること。

## 4 業務要件

### 4.1 本システムの初期構築作業

#### 4.1.1 全体計画

- (1) 計画準備
  - ・ 本業務の内容及び業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画立案し、実施計画書にとりまとめるものとする。

(2) 資料収集整理

- ・ 本業務での必要書類の収集・整理を行い、発注者の承諾のもとに資料の複製を行うものとする。なお、資料類の時点は原則として最新時点とし、データ化されている資料については極力データにより、かつ流通性が高いフォーマットにより貸与するものとする。

(3) 打合せ協議

- ・ 本業務における打合せ協議は、業務着手前、中間打ち合わせ、成果品納入時とするが、業務の性質上必要と認められる場合は適宜行うこと。

#### 4.1.2 道路台帳電子化

既存の道路台帳図を基に、道路台帳電子データを整備すること。

作業内容は、別紙2「道路台帳電子化の要件」のとおり。

#### 4.1.3 システム要件整理及び環境構築

(1) システム要件整理・設計

- ・ 本システムの構築上必要となるシステム要件について整理し、受注者がシステム設計書として取りまとめるものとする。なお、詳細については発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

図表2 システム要件整理・設計項目の一覧

項目	内容	対象システム	
		公開型GIS	庁内型GIS
システム要件	制約条件、機能・非機能要件の整理を含む	-	○
アカウント構成	管理者ユーザ	○	○
	ユーザグループ	-	○
レイヤ要件	レイヤ構成	○	○
	ユーザグループ権限	-	○
TOPページデザイン	-	○	○
公開コンテンツ・テーマ	-	○	-
システム運用要件	-	○	○

(2) 各種調達及び設定

- ・ 受注者は、本業務で構築する本システムを運用するために必要となるソフトウェアを調達するものとする。なお、調達にあたっては機器等の明細を発注者に対し承諾を得るものとする。

(3) システム環境設定

- ・ 受注者は、受注者作業場所において本システム環境を構築する。実施する内容は以下のとおりとする。なお、詳細については発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

図表3 システム環境設定項目の一覧

項目	内容
レイヤ設定	図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等
ユーザグループ設定	管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等
図形レイヤ・属性テーブル 権限設定	表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等
データベース設定	検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等
公開型GISと庁内型GISの連 携設定	庁内型GISに搭載されたレイヤを、職員の操作で公開型GISに反映させるための設定

#### 4.1.4 システムの初期セットアップ

構築したシステム環境を本番環境にセットアップするものとする。

### 4.2 本システムの提供

#### 4.2.1 基本要件

別紙3「機能要件一覧」の「基本要件」にて提示する。

#### 4.2.2 機能要件

別紙3「機能要件一覧」の「機能要件」にて提示する。

#### 4.2.3 非機能要件

- (1) 別紙4「非機能要件一覧」※1において、公開型GIS（サービス）に求める可用性や性能・拡張性、運用・保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、各項目について要求水準を満たすことができない場合は、その内容及び理由等を提案書に記載すること。
- (2) 受注者とは「非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意した上で、サービス利用契約を締結する。
- (3) S L Aに係る項目※1については、サービスレベルのモニタリング実施方法及びサービスレベルの要求水準値を満たすことができなかった場合、受注者に対し改善策の報告を求めることが出来る。なお、S L Aに関する項目の要求水準値は、必要に応じ、発注者と受注者が協議して見直すことができるものとする。
- (4) その他運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、受注者に対し改善策の報告を求めることが出来る。

※1 別紙4「非機能要件一覧」は、地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート（地方公共団体版）業務・情報システム分類グループ④」を用いて、必要箇所を抽出し作成している。

([https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms\\_92978324-2.html](https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms_92978324-2.html))

※2 「SLAに係る項目」は次の項目とする。

- ・「可用性」-「継続性」のうち、「RTO（目標復旧時間）」及び「稼働率」
- ・「性能・拡張性」-「性能目標値」の各項目

## 4.3 運用・保守

### 4.3.1 運用・保守体制

- (1) 本サービス（システム）は、5年間の利用を前提としており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- (2) 職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。希望する対応時間及び連絡方法については、次に示す。なお、さらに効果的・効率的な体制が整えられる場合は提案すること。
  - ・ 電話での問合せ：平日の午前9時から午後5時30分まで
  - ・ メールでの問合せ：常時
- (3) 問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。また、障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受注者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4) 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

### 4.3.2 運用・保守実施内容

- (1) 問合せ対応
  - ・ 職員からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うこと。
  - ・ 問合せ窓口に寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握すること。
- (2) 障害対応
  - ・ 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受注者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
  - ・ 障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
  - ・ 障害発生時の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、運用担当者へ報告すること。
  - ・ 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を運用担当者へ提示すること。
  - ・ 導入したサービス（システム）において、ウイルスの検出や不正アクセス等の事象が発生した場合は、運用担当者と協力し、対応及び原因究明を行うこと。
- (3) システム保守
  - ・ 受注者は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を

実施すること。

- ・ 導入したサービス（システム）に関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、運用担当者へ説明すること。モジュールの適用は、運用担当者の承認を得た上で実施すること。
- ・ 導入したサービス（システム）で使用するソフトウェアに対するセキュリティーホールが各メーカーより報告された場合は、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適応の必要性を判断し、運用担当者へ報告すること。協議の結果、適応が必要であると運用担当者が判断した場合は、対策を実施すること。

(4) その他

- ・ 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
- ・ その他運用・保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

## 5 プロジェクト体制

受注者は、本書に基づき、システム構築等作業における具体的な体制、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだ業務実施計画書を作成すること。

なお、プロジェクト管理における品質基準・要員スキル要件は以下の通りとする。

図表 4 品質基準

管理項目	管理内容
進捗管理	業務実施計画書策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施する。進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
品質管理	業務実施計画書策定時に定義したシステム構築等作業の品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
課題・リスク管理	リスクや障害が顕在化した場合は課題として管理すること。受注者は、リスクの発生を監視し、リスクが発生した場合には、発注者に報告すること
変更管理	仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受注者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、発注者と協議のうえ、対応方針を確定すること。

図表 5 要員スキル要件

本業務での役割	要求するスキル	スキルの詳細
管理技術者	プロジェクト管理能力を有する者	業務実施計画を策定し、システムの設計・開発、テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること

本業務での役割	要求するスキル	スキルの詳細
	道路台帳電子化に関する知識を有する者	道路台帳電子化に関する自治体業務に精通し、業務改善及び品質向上に資する能力を有すること
照査技術者	品質管理能力を有する者	受注者の品質管理規準に従い、プロジェクトを離れて第三者的かつ客観的に、プロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力を有すること
担当技術者	導入サービスに関する専門知識を有する者	導入するソフトウェア（OS、ミドルウェア含む。）に関する専門知識と、本件の要求事項を理解したうえで、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有すること
	システム導入業務に関する知識を有する者	本件のスコープに適合した各自治体業務に精通し、他自治体事例等を提供し、業務改善及びカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有すること

本業務における配置技術者の要件は以下の次のとおりとする。なお、管理技術者と照査技術者及び担当技術者を兼任することはできない。なお、配置する技術者は本業務発注時点より3か月以上前から直接雇用されている者に限る。

図表6 その他資格・実績等の要件

本業務での役割	要求する資格・実績
管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「測量士」の資格を有する者</li> <li>・過去5年以内に地方自治体において、公開型GIS及び道路台帳電子化業務の履行実績を有する者</li> </ul>
照査技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者</li> <li>・過去5年以内に地方自治体において、公開型GIS及び道路台帳電子化の構築実績を有する者</li> </ul>

※実績とする業務については従事した役割を問わない。

## 6 会議体運営

本システムの初期構築作業期間中において受注者は、定期報告の会議体として、月1回程度の定例報告会を開催すること。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお会議体の実施方法については、Web会議（Zoom）等を利用する想定であるが、詳細は発注者と議論のうえ決定すること。

各会議の開催にあたっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

## 7 研修

システム利用者である職員及びシステム管理者向けの研修を実施すること。

研修を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要となる一連の要素は受注者の負担にて準備すること。

詳細な研修要件については、下表に示す。

図表7 研修要件

項目	研修内容	実施回数	対象者
システムの概要の説明	システムの概要・背景等を説明する。	1回	運用担当者、関係職員
システムの操作の説明	システムの操作説明をする。操作説明の際は、発注者の運用に合わせた操作マニュアル（管理者用・利用者用の両方）を準備すること。	1回	庁内型 GIS の利用を想定している職員（5人程度）
運用・保守の説明	システムの運用保守に関する必要事項等を説明する。	1回	運用担当者

## 8 テスト

### 8.1 サービス提供における取扱い

サービスを提供する場合における標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、当村用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

### 8.2 テスト計画書の作成

実施するテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由、評価方法、実施者を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として提出し、承認を得ること。

### 8.3 テストに係る要件

#### 8.3.1 受注者が実施するテスト

- (1) 受注者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- (2) 受注者はテストの実施に必要な発注者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- (3) テストスケジュールは、発注者への作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- (4) テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (5) 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- (6) テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、発注者に報告すること。
- (7) テストデータは、原則として受託者において用意し、責任を持って管理すること。
- (8) テストに特別な環境が必要な場合は、受託者の負担と責任において準備すること。
- (9) テストに必要な端末等は、当村所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は受託者の責任において実施すること。

#### 8.3.2 当村職員が主体となって実施するテスト

- (1) テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。

- (2) テストの実施にあたり、発注者の求めに応じてサポートすること。
- (3) 可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- (4) テストで必要となるテストデータについて準備すること。
- (5) テストで確認された不具合・障害について、解析を行い、対応方針を提示し発注者の承認を得ること。

## 9 スケジュール

### 9.1 サービス開始日（システム本稼働日）

令和9年3月1日

### 9.2 作業スケジュール

#### (1) スケジュール

- ・ 提案範囲に掲げるすべての作業項目について、作業開始からサービス開始日まで（サービス開始日以降に実施する作業等を提案する場合はその作業期間までのスケジュール（案）を作業工程等が分かるよう業務実施計画書に詳細に示すこと。
- ・ なお、具体的なスケジュールについては、発注者との当該業務の契約締結時までに協議のうえ決定する。
- ・ 当村が現時点で想定するシステム構築スケジュールは以下とおり。

図表8 システム構築スケジュール

項目	令和8年度											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
テストサイト構築		■	■	■	■	■	■	■	■	■		
内部検証									■	■		
仮稼働										■	■	
本稼働												■
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画準備等 : 契約締結～7月中旬</li> <li>・ テストサイト構築 : 7月下旬～12月下旬(約5か月)</li> <li>・ テストの実施 : 1月上旬～1月下旬(約1か月)</li> <li>・ 仮稼働 : 2月1日～2月28日(約1か月)</li> <li>・ 本稼働 : 3月1日～</li> </ul>												

#### (2) 作業工程等

- ・ スケジュール（案）で示した作業工程について、その内容や役割分担等について業務実施計画書に記載すること。

#### (3) 留意事項

- ・ 本サービス（システム）の本稼働の前に職員が動作確認するためのテスト期間を十分に設けること。
- ・ テスト終了後には、仮稼働を実施するものとする。仮稼働期間は、令和9年2月1日～2月28日までの概ね1か月間を想定している。

## 10 その他

### 10.1 運用支援

本システム導入後、利用促進のための運用支援を行うものとする。

これらの経費についても、実施要領様式 号見積書に計上すること。

(1) フォローアップ研修

- ・ 年1回、希望者を対象に研修会を実施する。

(2) データ更新

- ・ 受注者は、運用期間中に更新された以下の項目データを本システムに反映する。
- ・ データの修正作業は、本業務に含まない。
- ・ 本業務で対象となるデータ・回数、並びに対象システムを下表に示す。

図表9 更新対象データ一覧

項目	回数(更新周期)	備考
道路台帳	1回	業務委託により更新したデータを提供 (認定路線網図、道路台帳図及び関連するデータ)

(3) レイヤ作成支援

- ・ 職員による簡易な変更作業(職員によるデータ更新、レイヤ追加、レイヤ表示色の変更等)についての支援を行うこと。
- ・ ただし、データの入力、個別の設定変更等の作業において、受注者が行う作業が発生する場合は、発注者と受注者が協議の上、必要に応じて別途契約を行うものとする。

### 10.2 貸与品

機器の設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないよう適正に管理しなければならない。

発注者は、受注者に対し本業務に必要と認められる以下の資料を貸与する。

- ・ 道路台帳電子化に係る資料
- ・ その他、発注者が必要と認める資料

受注者は責任を持ってこれを保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損のないようその取り扱いには充分注意すること。

### 10.3 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む。)を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに発注者に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

- (4) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 受注者は、本業務を行う上で、取り扱う行政情報(貸与資料等)に対してのセキュリティ管理の徹底を保証する為、以下の関係資格を取得し、契約時に登録証の写しを提出するものとする。なお、取得していない資格がある場合は業務開始時までには取得するものとする。
  - ・ IJISQ9001 (IS09001) 品質マネジメントシステム
  - ・ JISQ14001 (IS014001) 環境マネジメントシステム
  - ・ JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)
  - ・ JISQ27001 (ISO/IEC27001) 情報セキュリティマネジメントシステム
- (6) 受注者は、本業務の実施中に発生した諸事故に対して一切の責任を負い、その原因、経過及び被害内容等について速やかに発注者に報告するものとする。また、損害賠償の請求があった場合、全て受注者の責任において処理することとする。

#### 10.4 不適合責任

- (1) 本システム本運用開始後1年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、発注者が改良を請求したときは、発注者と協議の上、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- (2) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、発注者からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

#### 10.5 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを発注者に無償で引き継ぐこと。データ形式は Shape・CSV 形式を基本とする。受注者は、引継ぎの完了を発注者が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、発注者に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、発注者に別途請求しないこと。

#### 10.6 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 国等で定められた法・ガイドライン
  - ・ 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)
  - ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成11年法律第128号)
  - ・ 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
  - ・ 測量法 (昭和24年法律第188号)
  - ・ 道路法 (昭和27年法律第180号)

- ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）
  - ・ 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
  - ・ 民法（明治29年法律第89号）
  - ・ 土地基本法（平成元年法律第84号）
  - ・ 国家賠償法（昭和22年法律第125号）
  - ・ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
  - ・ 地理空間情報活用推進基本法（平成18年法律第63号）
  - ・ 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月18日閣議決定）
  - ・ 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）
  - ・ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年閣議決定）
  - ・ 統合型GIS推進指針（平成19年総務省）
  - ・ 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画【第2.0版】（令和4年9月総務省）
  - ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月閣議決定）
  - ・ 新たな情報通信技術戦略（平成22年高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）
  - ・ 国土交通省国土地理院「空間データ製品仕様書作成マニュアル 令和2年11月改正」
  - ・ 国土交通省国土地理院「地理情報標準第2版(JSGI2.0)」
  - ・ 国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014」
  - ・ 国土交通省作業規程の準則
  - ・ 公共測量作業規程の準則(国土交通省 国土交通省告示第413号)
  - ・ 地理空間データ製品仕様書作成マニュアルJPGIS Ver2.1版
  - ・ 地域情報プラットフォーム標準仕様（APPLIC-0002-2023）
  - ・ GIS共通サービス基本提案書（APPLIC-0002-2020-06）
  - ・ その他関係法令等
- (2) 当村が定める条例・セキュリティポリシー等
- ・ 大蔵村財務規則（令和7年4月1日 規則第5号）
  - ・ 大蔵村情報公開条例（令和5年4月1日 条例第16号）
  - ・ 大蔵村情報公開条例施行規則（平成28年4月1日 規則第17号）
  - ・ その他関係条例等

## 10.7 著作権に関する留意事項

発注者が予め貸与する予定であった資料を除き、第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受注者が行うこと。

## 10.8 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕

様変更、機能追加等)で協議の必要がある場合は、発注者と協議を行うこと。

### 10.9 完了検査

本業務は、業務完了届・成果品納品書と共に成果品を提出し、管理技術者立会いの上、発注者の業務完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、業務完了後といえども成果品に誤り及び品質基準を満たしていない箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者は責任をもって再検査し、直ちにその誤り等を訂正しなければならないものとする。

### 10.10 提出書類

受注者は、業務の着手にあたり予め以下の書類を発注者に提出し、受領・承認を経なければならない。また、受注者は、作業の進捗状況を発注者にその都度書面又は電子メールにより報告するとともに、作業月報を提出する。

- ・ 管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届：管理技術者、照査技術者及び担当技術者に配置する予定の技術者は、それぞれ資格証及び実績を証明する書類の写しを添付すること。
- ・ 配置予定技術者全ての経歴書
- ・ 業務実施計画書

### 10.11 成果品の帰属

受注者は、システムプログラム及び第三者が既得している権利以外の本業務で得られた成果品及び中間成果品の著作権、ならびに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を発注者に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。

### 10.12 調達要件

本業務は、内閣府「地域未来交付金（デジタル実装型：TYPE-A）」を活用することから、受注者は以下に示す要件を満たす製品を調達すること。

- (1) モデル仕様書（公開型GIS）の機能一覧に示される必須機能要件を満たしたものの
- (2) デジタル地方創生サービスカタログに登録されており、デジタル行財政改革会議事務局が指定するサービス分類のうち「地理情報システム（GIS）の活用」に属するもの

## 別紙 1 : システムの全体構成

### (1) 本業務における調達範囲

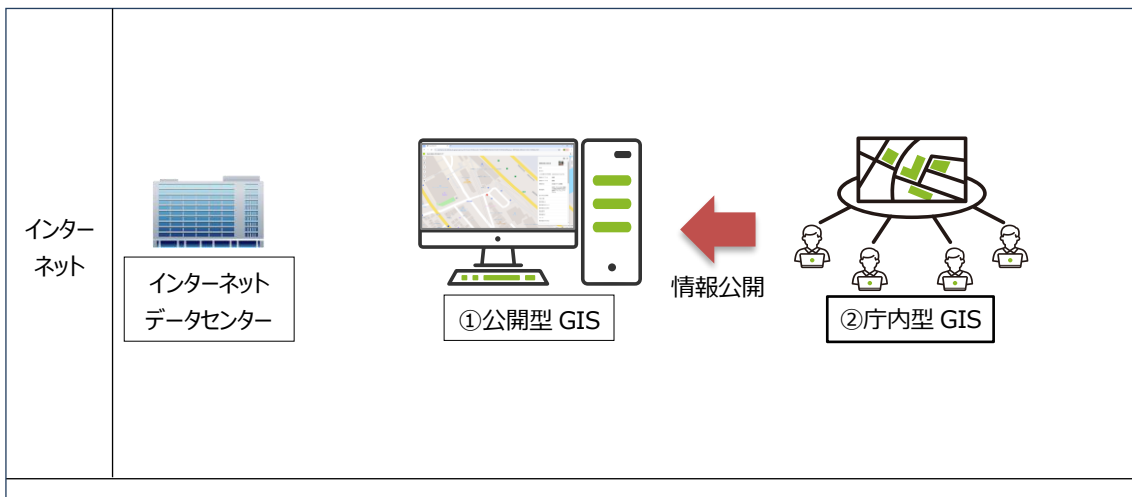
本システムは、以下により構成されるものとする。

- ① 公開型 GIS : インターネット ASP 方式の住民向け GIS (住民及び事業者等の利用を想定)
- ② 庁内型 GIS : インターネット ASP 方式の庁内向け GIS (職員の利用を想定)

図表 1 0 本業務における調達範囲

分類	項目	本業務での対応
調達範囲	①公開型 GIS	新規システム導入
	②庁内型 GIS	新規システム導入

図表 1 1 システムの全体像



## 別紙 2 : 道路台帳電子化の要件

### (1) 道路台帳電子化の概要

①スキャニング及び画像標定	: 447 面
②道路台帳図及び測定基図電子化	: 152.071 km
③現地点検測量	: 20 点
④道路網図電子化	: 1 式
⑤その他台帳電子化	: 47 橋
⑥道路台帳システム導入調整	: 1 式

### (2) スキャニング及び画像標定

既存の道路台帳図をスキャニングし入力基図を作成する。入力基図は適宜歪みの補正を行うものとする。

### (3) 道路台帳図及び測定基図電子化

①地形図作成：位置座標を付与した入力基図をもとに、マップデジタイズにより道路台帳数値地形図を作成する。

②道路台帳要素入力：作成した道路台帳数値地形図を基に道路台帳要素を入力すること。なお、取得する道路台帳要素の内容は発注者と協議のうえ決定する。

③構造化データ作成：数値地形図データ及び道路台帳要素データを用い、区間ポリゴンデータ並びに道路中心線データ等の構造化データを作成する。なお、区間ポリゴンデータは道路台帳調書データと対応する区間属性を付与するものとする。

④道路台帳調書作成：前項までの成果をもとに、道路法、道路管理用、国土交通省道路施設現況調査提要、地方交付税資料に関する帳票を作成する。

⑤道路台帳調書比較資料作成：前項にて作成した帳票と現行の道路台帳調書を比較した比較資料を作成する。

### (4) 現地点検測量

現地を確認のうえ、道路延長、道路幅、道路構造物等について点検、不整合箇所が無いことを確認を行うものとする。

### (5) その他台帳電子化

紙面で管理している橋梁台帳をデジタルデータ化する。

### (6) 道路台帳システム導入調整

前項までに作成した道路台帳図、道路網図、橋梁台帳及びトンネル台帳を道路台帳システムに搭載できるようデータ変換を行う。なお、庁内型 GIS 及び公開型 GIS に搭載するデータの種別は発注者と協議のうえ決めること。

### (7) 公共測量の手続き

受注者は、測量法に基づく第 30 条(測量成果の使用)、第 36 条(計画書についての助言)、第 40 条(測量成果の提出)等の公共測量の諸手続きを遅延なく処理するものとする。また、国土地理院から指示のあった助言等については、本業務に反映させること。

### (8) 土地への立ち入り等

受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、発注者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむ

を得ない理由により現地への立ち入りが不可能になった場合には、直ちに発注者に報告し指示を受けなければならない。

受注者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ発注者の許可を受けること。

受注者は、第三者の土地への立ち入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

#### (9) 安全等の確保

- ①受注者は、屋外作業の実施に際しては、安全等の確保を徹底すること。
- ②業務関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保
- ③事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督
- ④受注者は、屋外作業の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置
- ⑤受注者は、屋外作業の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立
- ⑥災害発生時における第三者及び作業員の安全確保
- ⑦事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告し、発注者が指示する様式により事故報告書を速やかに提出(発注者から指示がある場合には、その指示に従う)

### 別紙3：機能要件一覧

#### ①公開型 GIS

##### (1) 基本要件

図表12 公開型 GIS の基本要件

分類	項目	要件
サービス提供環境	機器環境	<p>利用者、管理者双方のサービス利用環境は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的なパソコン等が有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際し、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。</li> <li>パソコンの OS は、Windows11 に対応し、Web ブラウザは、Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome を推奨対応とし、主要なウェブブラウザで利用が可能であること。</li> <li>スマートフォン、タブレット又は携帯電話といったモバイル端末では、過去3年以内に発売された主要な機種に対応し、また、運用期間中に販売される主要な機種において、追加費用なしで利用可能となるよう速やかに対応すること。</li> </ul>
	ネットワーク環境	<p>利用者、管理者双方にサービスを提供するネットワーク環境は、インターネット環境とすること。</p> <p>インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。</p> <p>受注者は発注者と協議により、発注者の通信環境に対応すること。</p>
	データ管理	<p>日本国の法律が及ぶ範囲にシステム環境並びにバックアップデータを配置すること。データのバックアップの要件は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本番環境搭載サーバと異なる環境にバックアップを取得すること。</li> <li>1日1回/7世代取得すること。</li> <li>搭載するテーマ数、搭載するレイヤ数に制限がないこと。</li> </ul>
	サービス提供時間	<p>原則、24時間365日利用可能とすること。</p> <p>システムの稼働率は99.5%以上であること。</p> <p>ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。</p>
ライセンス数	利用者側ライセンス	<p>利用するクライアント数に制限がないこと(フリーライセンス)。</p>
	管理者側ライセンス	<p>利用する端末台数等の制限はないものとする。</p> <p>ただし、システム管理者及びコンテンツ管理者が同時に5台端末程度アクセスすることを想定したサービスとすること。</p>
デザイン・操作性	デザイン	<p>表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。また、利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすい操作性が確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。</li> <li>利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置によりマニュアルを見なくても利用可能なインターフェースとすること。</li> <li>庁内型 GIS で作成・編集したデータを簡易な操作で速やかに公開型 GIS に反映できること。</li> </ul>
情報セキュリティ	システムログ	<p>エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要となるログ情報を取得すること。</p>
	アクセス・操作ログ	<p>管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。</p>
	不正プログラム	<p>システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コン</p>

分類	項目	要件
	ラム対策	<p>コンピュータウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。</p> <p>システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップ等適宜実施できる環境を準備すること。</p>
データ移行	—	該当なし
サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報（発注者が提供を希望する情報）については、契約終了時に全て抽出し発注者に提供可能とすること。
	保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、発注者が提供を希望する保有データを提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。
利用規約等	利用規約への同意	利用者に利用規約の内容を提示し、確認(同意)をとる機能を有すること。
問い合わせ機能	—	問い合わせ方法に関する情報が掲載できること。
統計機能	—	<p>システム運用状況は、定期及び任意で以下を集計できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働率</li> <li>・インシデント発生状況</li> <li>・問い合わせ実績</li> </ul> <p>サービス利用状況について、定期及び任意で以下を集計できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在サイトを閲覧しているユーザ数、閲覧しているページ</li> <li>・サイトを訪問したユーザの数</li> <li>・テーマ毎の閲覧数</li> </ul>
関係法規制への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること
資格管理(管理側アカウント管理)	管理情報	<p>職員用アカウント(システム管理者及びコンテンツ管理者)を登録できること。</p> <p>以下のユーザ管理に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ID とパスワードによるユーザ認証</li> <li>・ユーザ毎の操作権限設定(閲覧、編集等)ができること。</li> </ul>
	アカウント設定方法・認証方法	<p>登録できるユーザ数に制限がないこと。</p> <p>管理者によるパスワードのリセット（又は再設定）ができること。</p>

(2) 機能要件

図表 1 3 公開型 GIS の機能要件

番号	大項目	中項目	小項目	要件
1	基本条件	地図の種類・ライセンス		システムで使用する地図の種類、必要なライセンス数は以下のとおりとする。 ・民間案内地図(同時接続に制限がないこと) なお、搭載する背景地図は、村内及び村外の住所、施設名称(民間施設)等に関する情報を表示できるとともに、キーワード入力した検索が可能なこと。
2	利用者向け機能	トップページ	トップページ等	利用者向けトップページが設置できること。
3		お知らせ機能	お知らせ、新着情報の表示	新着情報や問い合わせ先等の情報を登録でき、トップ画面等利用者にわかりやすい位置に表示できること。
4		スマートフォン対応	表示	スマートフォンに最適化された画面表示ができること。ピンチイン、ピンチアウト、ドラッグ等スマートフォンの操作により地図操作を直感的に行えること。
5	管理者向け機能	管理者登録	アカウント登録・設定	管理者アカウントの登録・設定ができること。
6			アカウント認証方法	二段階認証または多要素認証方法(再認証も含む)にも対応すること。
7			ロール設定	管理アカウントごとのロール設定ができること。
8		統計機能		システム・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で確認できること。
9	地図機能	地図コンテンツの表示	背景図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。
10			凡例表示	表示中のアイコン等に対する凡例を表示し、表示・非表示の切り替えができること。
11			2画面表示	異なる施設情報、地図コンテンツ及び背景図を選択した2種類の地図を同一画面内に並べて表示できること。
12				並べて表示した地図について、拡大縮小や移動等の操作を連動できること。
13			主題情報	主題情報(施設情報や地図コンテンツ等)のレイヤと背景図を重ね合わせて地図に表示できること。
14				レイヤ単位及び属性情報の分類単位で表示・非表示の切り替えができること。
15			地物の属性表示	テキスト情報等を属性情報としてアイコン、線レイヤ及び面レイヤと関連付けて設定できること。(事業者による対応でもよい。)
16				地図上のアイコン等を選択することで、属性情報を表示できること。
17				属性情報として以下のデータ型を設定できること。数値、文字列、URL など

番号	大項目	中項目	小項目	要件
18				URL についてはハイパーリンクとして表示できること。
19				画像ファイルについては、ダウンロードしなくとも画面上に直接画像を表示できること。
20				地図上の地物の属性一覧を表示できること。
21				属性一覧画面から地物を検索できること。
22				CSV 等で、地図に表示している地物の属性一覧を出力できること。また、利用者が出力項目等の設定が可能であること。
23		地図の機能	拡大・縮小	表示地図の縮尺を拡大・縮小できること。
24				マウス操作により地図を拡大・縮小できること。
25			移動	地図を任意の方向に移動できること。
26				マウス操作により地図を移動できること。
27			現在地表示	表示デバイスの位置情報を利用し、現在地を表示できること。
28			中心マーク表示	表示画面中心に中心を表すマークの表示・非表示切替ができること。
29			縮尺表示	表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できること。
30			索引図表示	表示中の地図範囲を示した索引図を表示できること。また、索引図の表示・非表示の切り替えができること。
31				索引図で指定した場所に地図表示を移動できること。
32			URL による共有	表示している地図の内容を表示できる URL、二次元コードを表示できること。
33			住所・目標物検索	住所情報による地図検索ができること。
34				住所の表記は、全角、半角及び英数字、漢数字、日本語表記、「ー」「ー(長音)」による表示等、想定される住所表記に対して対応できること。
35				目標物による地図検索ができること。
36			経緯度表示	地図の任意地点の経度・緯度を表示できること。
37			経緯度検索	経度・緯度を指定して位置が検索できること。
38			ルート検索	2 地点間の最短経路を検索し、地図上に経路及び距離を表示できること。
39			印刷	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。
40				都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際の縮尺を予め指定したものに固定できること。
41				コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。
42				都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際のレイアウトを予め指定した独自の様式に変更できること。
43			ファイル出力	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを画像ファイルとして出力できること。
44			計測	マウス操作により選択した距離、面積の計測が地図上で行えること。

番号	大項目	中項目	小項目	要件
45				距離及び面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができること。
46				計測結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。
47			作図	地図上に一時的な図形(点・線・面等)を作成できること。
48				一時的な図形を含めて印刷・画像出力できること。
49		地図の管理	主題情報のレイヤ表示	図形情報に対応するポイント(点)、ライン(線)、ポリゴン(面)を表示できること。
50				レイヤごとに、表示する縮尺範囲を指定できること。
51				レイヤの表示順を設定できること。(事業者による対応でもよい。)
52				レイヤの色分け表示、ラベル表示を設定できること。(事業者による対応でもよい。)
53				ポイント(点)レイヤとして表示するアイコンはシステム標準のものを用意し、追加できること。
54				背景図に対し、アイコンなどの表示項目の透過度が設定可能であること。
55				線レイヤ及び面レイヤと属性情報で構成される地図コンテンツを表示できること。
56				面レイヤは、枠線や塗りつぶし部分の種類、太さ、色、透過度等を変更できること。(事業者による対応でもよい。)
57				図形(アイコンシンボル、線、面)の表示設定は、複数色、複数種類から選択できること。
58				線レイヤは、線の種類や太さ、色、透過度等を変更できること。(事業者による対応でもよい。)
59				属性情報の値に従い、ラベルを地図上に表示できること。
60				属性情報の値(角度)に従い、ラベルやアイコンを回転して地図上に表示できること。
61				Shape形式または座標付きCSVを事業者に提供することで、事業者が更新作業を行えること。また、公開に当たっては、非公開のサイトにおいて公開用データをシステム管理者が確認し、承認を受けたうえで公開できる仕組みとすること。
62				縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。 また、ラベルやアイコンは、縮尺に応じて非表示にできること。 非表示とする縮尺は、アイコンごとに設定できること。

## ②庁内型 GIS

### (1) 基本要件

インターネット回線から庁内型 GIS に搭載された各種情報を参照かつ入力可能で、以下の要件を満たすサービスを提供すること。

①インターネット回線を利用したクラウドサービスとし、スマートフォンやタブレット端末等を使用し、現場で現地、被災状況等の写真や各種情報を効率よく収集できること。

②庁内型 GIS と連携して地図画面から情報の蓄積及び共有ができること。

③ID とパスワードによるユーザ認証とユーザの操作権限設定の仕組みを有すること。

④同時接続数は地域整備課内においてフリーライセンスとすること。なお、今後、地域整備課内の人員が増加することがあったとしても、構築費及び保守費等の費用負担がかかることのないようにすること。

⑤API 連携機能によるインターネット上の多様な主体（住民・事業者・SNS 等）と接続や連携ができること。具体的な内容は提案すること。

### (2) 機能要件

図表 1 4 庁内型 GIS の機能要件

機能名称		機能概要
地図表示	ラスタデータ表示	航空写真等のデータを背景ラスタタイルデータとして格納し、表示できること
	ベクターデータ表示	ベクターデータをレイヤとして重ね合わせ、地図上に表示できること
	ベクタータイル表示	ベクタータイルを表示できること
	動的ベクタータイル表示	動的に生成されるベクタータイルを表示できること
地図装飾	スケールバー表示	地図にスケールバーを表示できること
	地図クレジット表示	表示レイヤに応じて、地図上にクレジット情報を表示できること
	中心座標表示	地図の中心、又はマウス位置の座標（経緯度）を表示できること
	中心マーク	地図の中心マークを表示できること
地図操作	定率拡大縮小	画面コントロールにより表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小できること
	マウスホイールによる拡大縮小	マウスホイールにより表示地図の縮尺を一定割合で連続的に拡大・縮小できること
	ドラッグ移動	マウス操作により地図をつかんだようにして移動できること
	地図サイズ変更	ウィンドウのリサイズ等の操作に応じ、ウィンドウサイズに連動して地図表示領域を変更できること
	地図 URL	位置、縮尺、テーマを記録・再現可能な URL を取得できること
レイヤ管理	地図切り替え	地図（レイヤセット）を切り替えられること
	レイヤツリー表示	レイヤをツリー上に表示できること
	動的凡例表示	レイヤの凡例を動的に表示できること
	静的凡例表示	事前に準備した画像をレイヤの凡例として表示できること
	レイヤ表示	ベクターデータのレイヤを ON/OFF できること ラスタタイルのレイヤを ON/OFF できること

機能名称		機能概要
		ベクタータイトルのレイヤを ON/OFF できること
	2画面連動	メイン地図とサブ地図を並べて表示可能なこと。地図の位置・縮尺は連動すること メイン地図とサブ地図で別の地図テーマやレイヤを表示可能なこと
属性管理	基本属性	属性情報を表示できること
	属性データ型	属性情報として以下のデータ型を利用できること ・整数型・実数型・文字列型・日付型（西暦）・URL 型（登録された URL 値はハイパーリンクとして表示可能）・コード型
	属性登録	属性の登録ができること
	属性編集	属性の編集ができること
関連ファイル管理	関連ファイル表示	地物が保持する関連ファイルの一覧（サムネイルなど）や個々の関連ファイルを表示できること
	関連ファイル登録	関連ファイルの登録ができること ※スマホやタブレットなど写真撮影機能を備えるデバイスの場合、写真を撮影し、関連ファイルとして付与できること
	関連ファイル編集	関連ファイルの削除ができること。
	関連ファイル画像圧縮	画像を関連ファイルとして登録する際に、自動でリサイズ・圧縮処理を行えること
図形管理	図形登録（点）	任意のポイントレイヤに対し、マウス操作により点を入力して新規に図形を登録できること
	図形削除（点）	既存の図形を選択し、削除できること
	図形移動（点）	既存の図形を選択し、移動できること
	図形登録（線）	任意のラインレイヤに対し、マウス操作により点を入力して新規に図形を登録できること
	図形登録（線）	既存の図形を選択し、削除できること
	図形登録（線）	既存の図形を選択し、移動できること
	図形登録（面）	任意のポリゴンレイヤに対し、マウス操作により点を入力して新規に図形を登録できること
	図形登録（面）	既存の図形を選択し、削除できること
	図形登録（面）	既存の図形を選択し、移動できること
検索	キーワード検索	レイヤ横断で表示レイヤ属性をフリーワードで検索し、検索結果を一覧表示できること
	属性テーブル指定	属性テーブルを指定して属性をフリーワード検索し、検索結果を一覧表示できること
	検索結果表示	一覧表示された検索結果から、属性に関連付く図形の位置を地図表示できること
	条件検索	属性項目を指定した検索ができること

機能名称		機能概要
		図形無属性が検索できること
	範囲指定検索	範囲を指定して検索できること
	検索結果表形式表示	検索結果を表形式で表示できること。
	民間データ検索	民間地図の施設・住所データを検索できること
	GNSS 機能による現在地表示	GPS 等の GNSS 機能を備える利用デバイスの場合、GNSS 機能を使い現在地を表示できること
	ルート検索	出発地・目的地・経由地を指定した経路検索ができること
計測	延長計測	ユーザが計測時に描いたラインの延長を計測可能なこと
	面積計測	ユーザが計測時に描いたポリゴンの面積を計測可能なこと
主題図	個別値主題図	個別値主題図を適用できること
	ラベル主題図	ラベル主題図を適用できること
出力	基本印刷	印刷ができること（ブラウザ出力、PDF 出力）
トップページ	テーマ表示	テーマを選んで地図を表示可能なこと
	住所・施設検索表示	住所・施設検索から地図を地図表示可能なこと
	お知らせ表示	お知らせ情報を表示可能なこと
	同意画面の表示	地図表示前に、同意画面を表示可能なこと
その他	操作・アクセスログ	操作・アクセスログを蓄積すること
マルチデバイス対応	デバイスに応じたレイアウト	利用デバイス（PC・スマートフォン・タブレット）に応じたレイアウトで表示されること
データ・システム連携	地理院タイルのバンドル	地理院地図で公開されている地理院タイルを背景として表示可能なこと。※デフォルトで以下の種類の地図を選択可能で、他の種類の地図も必要に応じて追加可能なこと ・標準地図・淡色地図・白地図・航空写真（全国最新写真）・色別標高図
	XYZ 形式データの参照	重ねるハザードマップ等、XYZ Tiles 形式のデータを背景として表示可能なこと
	民間地図	民間地図を背景として表示可能なこと。 なお、この民間地図は定期的に更新を行うこと。 更新に費用を要する場合は受注者の責において負担すること。
	Google Maps 連動	GIS の位置と縮尺を連動させた状態で、地図の隣（2 画面目）に Google Maps を表示可能なこと。また、Google Map は StreetView に切り替え可能なこと
	URL 起動汎用連携	テーマ、地物から他システムを URL で起動可能なこと
	URL パラメータ指定起動	URL にパラメータを指定して起動可能なこと（テーマ、縮尺、座標）
ユーザ管理	ユーザパスワードによる認証	ユーザ ID とパスワードによりシステム利用者を認証できること

機能名称	機能概要
多要素認証	ワンタイムパスワード形式の2要素認証ができること
ログインユーザ情報表示	ログインユーザの情報を表示できること
ユーザグループによる管理	ユーザをユーザグループに束ねて認可の単位として扱えること
アノニマスユーザ	ログイン不要のアノニマスユーザを扱うことが可能なこと
認可	ログインユーザにより、利用可能なデータを認可可能なこと
パスワード変更	ログインユーザが自身のパスワードを変更可能なこと

#### 別紙 4 : 非機能要件一覧

公開型 GIS について、以下の非機能要件を満たすこと。

「ベンダーによる提案事項」となっている項目に関しては、業務開始後、発注者と協議し詳細を決定するものとする。

図表 1 5 公開型 GIS の非機能要件

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等
A. 1. 3. 1	可用性	継続性	RPO (目標復旧地点) ※ (業務停止時)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、5 営業日前の時点 (週次バックアップからの復旧) までのデータ復旧を目標とすること。	RPO : 業務停止を伴う障害が発生した際、バックアップしたデータなどから情報システムをどの時点まで復旧するかを定める目標値。
A. 1. 3. 2			RTO (目標復旧時間) ※ (業務停止時)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、1 営業日以内でのシステム復旧を目標とすること。	RTO : 業務停止を伴う障害 (主にハードウェア・ソフトウェア故障) が発生した際、復旧するまでに要する目標時間。
A. 1. 3. 3			RLO (目標復旧レベル) ※ (業務停止時)	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、一部システム機能の復旧を実施すること。	RLO : 業務停止を伴う障害が発生した際、どこまで復旧するかレベル (特定システム機能・すべてのシステム機能) の目標値。
A. 1. 4. 1			システム再開目標 (大規模災害時)	大規模災害時、情報システムに甚大な被害が生じた場合、情報システムは、一ヶ月以内に再開することを目標とすること。	
A. 1. 5. 1			稼働率	年間のシステム稼働率は、99.5%を目標とすること。	
A. 3. 1. 1			災害対策	復旧方針	冗長性が確保された同一構成で情報システムを再構築すること。
A. 3. 2. 1	保管場所分散度	遠隔地へのデータ保管は、ベンダーによる提案事項とすること。			
A. 3. 2. 2	保管方法	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、運用サイトとは別途で、媒体による保管により、データ・プログラムを保管する場所を設置すること。			

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等
B. 1. 1. 1	性能・ 拡張性	業務処理 量	ユーザ数	情報システムの利用者数は、上限が決まっている（住民のアクセスは制限が無いこと）。	
B. 1. 1. 2			同時アクセス数	情報システムの同時アクセス数は、同時アクセス※の上限が決まっている（住民のアクセスは制限が無いこと）。	同時アクセス数：ある時点で情報システムにアクセスしているユーザ数のこと。パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価格に影響することがある。
B. 1. 1. 3			データ量（項目・件数）	情報システムのデータ量は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、必要と想定されるデータ量を見込むこと。
B. 1. 1. 4			オンラインリクエスト件数※	情報システムのオンラインリクエスト件数は、ベンダーによる提案事項とすること。	オンラインリクエスト件数：単位時間ごとの業務処理件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目。
B. 1. 1. 5			バッチ処理件数	情報システムの業務処理件数は、ベンダーによる提案事項とすること。	
B. 1. 2. 1			ユーザ数増大率	情報システムのバッチ処理件数は、仕様の対象としない。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。
B. 1. 2. 2			同時アクセス数増大率	情報システムの同時アクセス数は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。
B. 1. 2. 3			データ量増大率	情報システムのデータ量増大率は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。
B. 1. 2. 4			オンラインリクエスト件数増大率	情報システムのオンラインリクエスト件数増大率は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。
B. 1. 2. 5			バッチ処理件数増大率	情報システムのバッチ処理件数増大率は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等
					定される増大率を見込むこと。
B. 2. 1. 4		性能目標値	通常時オンラインレスポンスタイム※	通常業務時のオンラインレスポンスタイムは、規定しない。	オンラインレスポンスタイム：オンラインシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンスが必要かについて確認する。アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・アクセス集中時・縮退運転時ごとにレスポンスタイムを決める。
B. 2. 1. 5			アクセス集中時のオンラインレスポンスタイム	業務繁忙等によるアクセス集中時のオンラインレスポンスタイムは、規定しない。	
B. 2. 2. 1			通常時バッチレスポンス※ 順守度合い	通常時のバッチレスポンスタイムは、順守度合いを定めないこと。	バッチレスポンス：バッチシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンス（ターンアラウンドタイム）が必要かについて確認する。更に、アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時ごとに順守度合いを決める。
B. 2. 2. 2			アクセス集中時のバッチレスポンス順守度合い	業務繁忙等によるアクセス集中時のバッチレスポンスタイムは、順守度合いを定めないこと。	
C. 1. 1. 1	運用・保守性	通常運用	運用時間（平日）	情報システムの平日運用時間は、24時間利用を前提とすること。	
C. 1. 1. 2			運用時間（休日等）	情報システムの休日運用時間は、24時間利用を前提とすること。	
C. 1. 2. 2			外部データの 利用可否	データ復旧の際、外部データの利用は、一部のデータ復旧に利用できること。	

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等
C. 1. 2. 3			データ復旧の 対応範囲	データ復旧の対応範囲 は、障害発生時のデータ 損失防止とすること。	
C. 1. 2. 5			バックアップ 取得間隔	バックアップの取得間隔 は、システム構成の変更 時など、任意のタイミン グとすること。	
C. 1. 3. 1			監視情報	情報システムの監視につ いては、エラー監視を行 うこと。	
C. 2. 3. 5		保守運用	OS等パッチ適 用タイミング	本システムの運用に関連 するOS等のパッチにつ いては、緊急性の高いパ ッチ※は即時に適用し、 それ以外は定期保守時に 適用を行うことを目標と する。	
C. 4. 3. 1		運用環境	マニュアル準 備レベル	運用マニュアルについて は、各製品標準のマニユ アルを利用すること。	
C. 4. 5. 1			外部システム との接続有無	情報システムにおける外 部システムとの連携は、 ベンダーによる提案事項 とすること。	
C. 5. 2. 2		サポート 体制	保守契約（ソ フトウェア） の種類	情報システムのソフトウ ェア保守契約種類は、問 い合わせ対応をベンダー が実施すること。	
C. 5. 3. 1			ライフサイク ル期間	情報システムのライフサ イクル期間は、5年とす ること。	
C. 5. 9. 1			定期報告会実 施頻度	運用の定期報告は、四半 期に1回程度実施するこ と。	
C. 5. 9. 2			報告内容のレ ベル	保守の定期報告は、ベン ダーによる提案事項とす ること。	
C. 6. 2. 1	その他の 運用管理 方針		問い合わせ対 応窓口の設置 有無	運用保守時の問い合わせ 窓口については、ベンダ ーの既設コールセンター を利用すること。	
D. 1. 1. 1	移行性	移行時期	システム移行 期間	既存システムから新シス テムへの移行期間は、3 ヶ月未満とすること。	
D. 1. 1. 2			システム停止 可能日時	システム移行時のシステ ム停止可能日時は、1日	

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等
				(計画停止日を利用) と すること。	
D. 1. 1. 3			並行稼働の有 無	システム移行時の並行稼 働期間は、無しとすること。	
D. 3. 1. 1		移行対象 (機器)	設備・機器の 移行内容	現行システムで利用して いる設備・機器は、移行 対象無しとする。	
D. 4. 1. 1		移行対象 (デー タ)	移行データ量	現行システムから新シス テムへ移行するデータに ついては、ベンダーによ る提案事項とすること。	
D. 5. 1. 1		移行計画	移行のユーザ /ベンダ作業 分担	現行システムから新シス テムへのデータ移行作業 は、ユーザとベンダーと 共同で実施すること。	
E. 1. 1. 1	セキュ リティ	前提条 件・制約 条件	順守すべき規 程、ルール、 法令、ガイド ライン等の有 無	遵守すべき規程、ルー ル、法令、ガイドライ ン等は、有りとする。 (10.6 法令等の遵守に 記載の法令等)	
E. 2. 1. 1		セキュリ ティリス ク分析	リスク分析範 囲	システム開発実施にお いて、セキュリティリス クの分析なしとすること。	
E. 3. 1. 2		セキュリ ティ診断	Web 診断実 施の有無	情報システムの Web 診 断は、実施すること。	
E. 4. 3. 4		セキュリ ティリス ク管理	ウイルス定 義ファイル 適用タイ ミング	システム脆弱性等に対 応するためのウイルス 定義ファイルについて は、定義ファイルリリ ース時に実施すること。	
E. 5. 1. 1		アクセ ス・利用 制限	管理権限を 持つ主体の 認証	情報システムの認証方 法は、1 回とすること。	
E. 5. 2. 1			システム上 の対策にお ける操作制 限度	情報システムへの操作 制限は、必要最小限の プログラムの実行、コ マンド※の操作、ファ イルへのアクセス※の みを許可すること。	
E. 6. 1. 1		データの 秘匿	伝送データの 暗号化の有 無	伝送データについては 、認証情報のみ暗号化 すること。	
E. 6. 1. 2			蓄積データの 暗号化の有 無	蓄積データについては 、認証情報のみ暗号化 すること。	

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等
E. 7. 1. 1		不正追跡・監視	ログの取得	ログの取得については必要なログを取得すること。	
E. 7. 1. 3			不正監視対象 (装置)	不正監視対象は、重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分とすること。	
E. 10. 1. 1		Web 対策	セキュアコーディング、Web サーバの設定等による対策の強化	セキュアコーディング、Web サーバの設定等は、対策の強化すること。	Web アプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。Web システムが攻撃される事例が増加しており、Web システムを構築する際には、セキュアコーディング、Web サーバの設定等による対策の実施を検討する必要がある。
E. 10. 1. 2			WAF※の導入の有無	WAFの導入は、無しとすること。	Web アプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。WAF※とは、Web Application Firewallのことである。
F. 1. 1. 1	システム環境・エコーロジ	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	システム構築時には、条例等の制約無しとすること。	
F. 1. 2. 1			運用時の制約条件	システム運用時には、制約無しとすること。	
<p>※本資料は、地方共同法人地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート（地方公共団体版）業務・情報システム分類グループ②」を用いて、必要箇所を抽出し作成。（<a href="https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms_92978324-2.html">https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms_92978324-2.html</a>）</p> <p>※「項番」は、当該シートの内容記載しており、再附番は行っていない。</p>					

## 別紙5：モデル仕様書機能要件への対応に関する要求レベル

本業務は、地域未来交付金デジタル実装型【TYPE A】に当村が採択された事業として実施するものである。

本業務は、デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの導入の展開を進めるため、デジタル庁のモデル仕様書に準拠した実装を行うものとする。

(1) モデル仕様書機能要件：本業務における要求レベルを下表に示す。

(2) モデル仕様書非機能要件：全ての要件を満たすこと。

モデル仕様書機能要件においては、本業務における対応を以下2つに分類する。

①必須機能：構築するサービスにおいて、サービス開始時点までに対応する要件

②今後拡張：構築するサービスにおいて、サービス開始後に拡張可能とする要件各機能への対応を下表に示す。

図表16 公開型GISモデル仕様書機能要件に対する対応

モデル仕様書・要件定義				本業務における対応	
機能分類体系			要件	必須機能	今後拡張
大項目	中項目	小項目			
■基本要件					
基本事項	サービス提供環境	機器環境	利用者の操作機器環境（PC、スマートフォン）及び管理者側（管理システム・ドライバー）の操作機器環境として、指定する機器環境に対応すること。	○	
		ネットワーク環境	サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の暗号化について指定する要件に対応すること。提案する環境が要件と異なる場合は、その理由やネットワークセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	○	
		データ管理	データ管理環境について指定する要件に対応すること。提案する環境が要件と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	○	
			データのバックアップに関して指定する要件に対応すること。提案する環境が要件と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	○	
	想定利用者数	サービス利用人数	想定されるサービス利用人数は指定のとおりとすること。	○	
		管理者機能利用人数	想定される管理機能の利用人数は指定のとおりとすること。	○	
	デザイン・操作性	デザイン・操作性	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。また、利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすい操作性が確保されていること。	○	
			利用者に市区町村のサービスであることが伝わりやすい工夫がされていること。	○	
		アクセシビリティ	アクセシビリティに配慮したデザインであること。		○

モデル仕様書・要件定義				本業務における対応	
機能分類体系			要件	必須機能	今後拡張
大項目	中項目	小項目			
		多言語対応	指定する言語に対応すること。		○
	データ移行		現行システム（サービス）で保有するデータを、新システム（サービス）の初期データとして移行（登録）すること。	○	
	サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報（発注者が提供を希望する情報）については、契約終了時に全て抽出し発注者に提供可能とすること。	○	
		保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、発注者が提供を希望する保有データを提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。	○	
	地図の種類		システムで使用する背景地図の種類は指定のとおりとする。	○	
	利用規約等	利用規約への同意	サービスの初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとる機能を有すること。	○	
		プライバシーポリシー	プライバシーポリシーを表示すること。	○	
<b>■機能要件</b>					
利用者向け機能	トップページ	トップページ等	利用者向けトップページが設置できること。	○	
	お知らせ機能	お知らせ、新着情報の表示	新着情報や問い合わせ先等の情報を登録でき、トップ画面等利用者にわかりやすい位置に表示できること。	○	
	利用者機能	操作説明	利用者に操作方法を示すことができること。	○	
	スマートフォン対応	表示	スマートフォンに最適化された画面表示ができること。ピンチイン、ピンチアウト、ドラッグなどスマートフォンの操作により地図操作を直感的に行えること。	○	
管理者向け機能	管理者登録	アカウント登録・設定	管理者アカウントの登録・設定ができること。	○	
		アカウント認証方法	二段階認証または多要素認証方法（再認証も含む）に対応すること。		○
		ロール設定	管理アカウントごとのロール設定ができること。	○	

モデル仕様書・要件定義				本業務における対応	
機能分類体系			要件	必須機能	今後拡張
大項目	中項目	小項目			
	統計機能		システム・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計できること。	○	
	地図コンテンツの表示	背景図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。	○	
		凡例表示	表示中のアイコン等に対する凡例を表示し、表示・非表示の切り替えができること。	○	
		2画面表示	異なる施設情報、地図コンテンツ及び背景図を選択した2種類の地図を同一画面内に並べて表示できること。	○	
			並べて表示した地図について、拡大縮小や移動等の操作を連動できること。	○	
		主題情報	主題情報（施設情報や地図コンテンツ等）のレイヤと背景図を重ね合わせて地図に表示できること。	○	
			レイヤ単位及び分類単位で表示・非表示の切り替えができること。	○	
	属性機能	地物の属性表示	テキスト情報などを属性情報としてアイコン、線レイヤ及び面レイヤと関連付けて設定できること。（事業者による対応でもよい。）	○	
			地図上のアイコン等を選択することで、属性情報を表示できること。	○	
			属性情報として数値、文字列、URLなどのデータ型を設定できること。	○	
			URLについてはハイパーリンクとして表示できること。	○	
			画像ファイルについては、ダウンロードしなくとも画面上に直接画像を表示できること。	○	
			地図上の地物の属性一覧を表示できること。	○	
			属性一覧画面から地物を検索できること。	○	
			CSV等で、地図に表示している地物の属性一覧を出力できること。また、出力項目等の管理が可能であること。		○
	地図の機能	拡大縮小	表示地図の縮尺を拡大・縮小できること。	○	
			マウス操作により地図を拡大・縮小できること。	○	
		移動	地図を任意の方向に移動できること。	○	
			マウス操作により地図を移動できること。	○	
		現在地表示	表示デバイスの位置情報を利用し、現在地を表示できること。	○	
		中心マーク表示	表示画面中心に中心を表すマークの表示・非表示切替ができること。	○	
		縮尺表示	表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できること。	○	
		索引図表示	表示中の地図範囲を示した索引図を表示できること。また、索引図の表示・非表示の切り替えができること。	○	

モデル仕様書・要件定義			本業務における対応		
機能分類体系			要件	必須機能	今後拡張
大項目	中項目	小項目			
			索引図で指定した場所に地図表示を移動できること。	○	
		URLによる共有	表示している地図の内容を表示できる URL、二次元コードを表示できること	○	
		住所・目標物検索	住所情報による地図検索ができること。	○	
			住所の表記は、全角、半角および英数字、漢数字、日本語表記、「一」「一（長音）」による表示等、想定される住所表記に対して対応できること。	○	
			目標物による地図検索ができること。	○	
		経緯度表示	地図の任意地点の経度・緯度を表示できること。		○
		経緯度検索	経度・緯度を指定して位置が検索できること。		○
		ルート検索	2地点間の最短経路を検索し、地図上に経路及び距離を表示できること。	○	
		印刷	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。	○	
			都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際の縮尺を予め指定したものに固定できること。	○	
			コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。	○	
			都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際のレイアウトを予め指定した独自の様式に変更できること。	○	
		ファイル出力	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを画像ファイルとして出力できること。	○	
		計測	マウス操作により選択した距離、面積の計測が地図上で行えること。	○	
			距離及び面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができること。	○	
			計測結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。	○	
	作図機能	作図	地図上に一時的な図形（点・線・面等）を作成できること。	○	
			一時的な図形を含めて印刷・画像出力できること。	○	
	地図の管理	主題情報のレイヤ表示	図形情報に対応するポイント（点）、ライン（線）、ポリゴン（面）を表示できること。	○	
			レイヤごとに、表示する縮尺範囲を指定できること。	○	
			レイヤの表示順を設定できること。（事業者による対応でもよい。）		○
			レイヤの色分け表示、ラベル表示を設定できること。（事業者による対応でもよい。）		○
			ポイント（点）レイヤとして表示するアイコンはシステム標準のものを用意し、追加できること。	○	

モデル仕様書・要件定義				本業務における対応	
機能分類体系			要件	必須機能	今後拡張
大項目	中項目	小項目			
			背景図に対し、アイコンなどの表示項目の透過度が設定可能であること。	○	
			線レイヤ及び面レイヤと属性情報で構成される地図コンテンツを表示できること。	○	
			面レイヤは、枠線や塗りつぶし部分の種類、太さ、色、透過度等を変更できること。（事業者による対応でもよい。）		○
			図形（アイコンシンボル、線、面）の表示設定は、複数色、複数種類から選択できること。	○	
			線レイヤは、線の種類や太さ、色、透過度等を変更できること。（事業者による対応でもよい。）		○
			属性情報の値に従い、ラベルを地図上に表示できること。	○	
			属性情報の値（角度）に従い、ラベルやアイコンを回転して地図上に表示できること。	○	
			管理者で公開データの登録する場合には指定の通りとする。	○	
			縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。 また、ラベルやアイコンは、縮尺に応じて非表示にできること。非表示とする縮尺は、アイコンごとに設定できること。	○	
		地図の種類	公開する地図データの種類は指定の通りとする。	○	